

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会
ビジネスアイデアプランコンテスト募集要項

1 趣旨

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の認知度向上及び地域が抱える課題解決を図るため、県内外から幅広く、茶製品等の販売拡大や地域での労働力確保のためのビジネスアイデアプランを募集します。

広く新たな視点でのビジネスアイデアを募集し、その実行を支援することにより、茶草場農法の維持や認定地域の活性化に繋がります。

2 主催

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会

3 募集内容

募集プラン	茶草場農法の認知度向上と茶草場の維持・継承、茶草場農法に取り組む地域の活性化につながるビジネスプラン (例) ① 茶草場農法の茶の販売を拡大するプラン ・ 人気コンテンツとコラボし販路拡大するプラン ・ 茶を飲まない若年層をターゲットとした新商品開発 ② 茶草場で作業する人材を確保するプラン ・ 週末等に茶草場で作業を行える人材と労働力が必要な農家を結びつける人材登録サイトの創設 ・ 作業応援ボランティア増加に繋がる体験ツアーの作成
応募資格	誰でも応募可能(職業、居住地、年齢、国籍等は問わない)
備考	受賞したビジネスプランの実施の権利は応募者に帰属する。 応募者が自らプランを実施しない場合は、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会に実施の権利を譲渡する。

4 応募方法

専用の応募用紙に必要事項を御記入の上、郵送又は電子メールにより提出して下さい。応募用紙は、協議会のウェブサイトからダウンロードできます。

(応募先および問い合わせ先は、本募集要領の末尾を御参照下さい)

5 応募期限

令和2年8月31日(月)午後5時まで(郵送の場合は必着)

6 選考及びスケジュール

項目	期間	概要
募 集	6 / 9 ~ 8 / 31	専用の応募用紙によりビジネスアイデアプランを募集します。 ※Zoom を利用した茶草場バーチャル見学ツアーを実施します(6 月下旬~7 月上旬頃を計画。詳細は協議会 Facebook ページで御案内します)
1 次選考	9 月末まで	書面審査 (協議会幹事会)
通 知	10 月上旬	1 次選考合格者に通知を行います。
説 明 会	10 月中旬	1 次選考合格者を対象に最終審査に向けた説明会を実施します。
最終審査	12 月中旬	プレゼン形式により審査を行います。 これにより入賞者を決定します。
通 知	R3. 1 月中旬	入賞者に通知を行います。また、協議会 HP 上でも入賞者の告知を行います。
表 彰 式	R3. 2 月	表彰式を行います。また、入賞者には受賞したアイデアのプレゼンを行っていただきます。

※詳細な日程は、一次審査通過者に追って連絡いたします。

7 表彰および副賞

グランプリ 1 名 (賞金 20 万円)、準グランプリ 3 名 (賞金 5 万円)

優秀賞 3 名 (賞金 2 万円)、学生特別賞 1 名 (賞金 5 万円) ※

※各賞とも該当者のいない場合があります。

※学生特別賞は、グランプリ及び準グランプリに学生が選ばれなかった場合に授与します。

※副賞として茶草場農法で生産された茶を贈呈します。

8 特典

- 入賞プランは、協議会主催の物販イベントなどの各種行事や協議会のウェブサイト、Facebook ページ等で広く PR いたします。
- 入賞者には具体的な事業化に向けて、各種アドバイザーや支援制度の紹介等を行います。

9 審査基準

新規性、創造性	これまでにない新たなプランか、新規要素を備えているか
市場性、将来性	市場のニーズに対応しているか、継続可能なプランか
実現可能性	実現できるような論理性があるか、実施主体が明確か
経済・社会への貢献	地域経済の活性化や地域社会の発展に寄与するか
世界農業遺産との関連	世界農業遺産に関連し、波及効果があるか

※上記審査基準を基に、総合的に評価します。

10 注意事項

- ・応募者自らがプランを実施しない場合は、プラン実施の権利は世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会に帰属することに同意を頂きます。
- ・入賞したプランは原則公開されることとなりますので、御了承の上、御応募ください。
- ・特許等の知的財産権について問題が生じないよう、応募者の責任で事前に法的保護を行う等の対処をお願いします。また、プランの公開により生じたトラブルや事故等について主催者等は責任を負いませんので御了承ください。
- ・ビジネスプランは1人で何件でも応募できますが、プランごとに応募書類を作成して御応募下さい。
- ・審査の結果、各賞の該当がない場合もあります。
- ・応募書類は返却しません。
- ・審査内容に対する個別の問い合わせには一切お答えできません。
- ・応募に係る経費や説明会、最終審査会、表彰式への参加に係る旅費等は自己負担となります。
- ・応募に関し違反や不正があった場合は、審査対象外、受賞取り消し、又は副賞の返還となる場合があります。
- ・当協議会が当該コンテストの実施にかかる説明会、最終審査会、表彰式等で応募者を撮影した写真について、本人の許可を得ることなく、世界農業遺産を広くPRするために当協議会が使用する場合がありますので、御了承の上、御応募ください。
- ・応募に伴い主催者等が知り得た個人情報の取り扱いについては十分留意し、応募者の同意があった場合を除き、公表いたしません。

11 問い合わせ・応募先

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会

(事務局：静岡県経済産業部農業局お茶振興課世界緑茶班)

TEL：054-202-1488 FAX：054-202-1480

E-mail：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

協議会ウェブサイト：<https://www.chagsaba.jp/>（「茶草場農法」で検索）

※ 協議会 Facebook ページは上記ウェブサイトからリンクしています。



←協議会ウェブサイト